

「静岡県暴力団排除条例」の一部改正（案）の概要

※下記の改正案は検討中のため、今後変更する可能性があります。

1 改正の理由

静岡県暴力団排除条例は、第 18 条の 2 の規定に基づく暴力団排除特別強化地域として、「三島市」、「沼津市」、「富士市」、「静岡市」及び「浜松市」の繁華街を規定しています。

同区域内においては、暴力団員が特定営業者から利益の供与を受けたり、特定営業者が暴力団員から用心棒の役務の提供を受けたり、暴力団員に利益の供与をしたりすることが禁止され、罰則（1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金）が設けられています。

この度、県内の暴力団情勢等に鑑み、暴力団排除特別強化地域について、必要な改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

暴力団排除特別強化地域に、藤枝市の駅前 1 丁目から 3 丁目までを追加します。

（暴力団排除特別強化地域）

第 18 条の 2 暴力団の排除を特に強力に推進する地域として、次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域と定める。

- (1) 三島市のうち泉町、一番町、芝本町、広小路町及び本町の地域
- (2) 沼津市のうち上土町、大手町 1 丁目、大手町 2 丁目、大手町 3 丁目、大手町 4 丁目、大手町 5 丁目、添地町、高島町及び町方町の地域
- (3) 富士市のうち富士町、本町、吉原 2 丁目、吉原 3 丁目及び吉原 4 丁目の地域
- (4) 静岡市葵区のうち黒金町、紺屋町、呉服町 2 丁目、七間町、昭和町、駿河町、常磐町 1 丁目、常磐町 2 丁目、人宿町 1 丁目、人宿町 2 丁目、御幸町及び両替町 2 丁目の地域
- (5) 静岡市駿河区のうち南町の地域
- (6) 藤枝市のうち駅前 1 丁目、駅前 2 丁目及び駅前 3 丁目の地域**
- (7) 浜松市中央区のうち旭町、板屋町、鍛冶町、肴町、神明町、砂山町、田町、千歳町、伝馬町、平田町、旅籠町及び連尺町の地域